



H30-34 国営沖縄記念公園運営維持管理業務 民間競争入札実施要項（案）に関する意見募集結果 と今後の予定について

記者発表資料

1. 意見募集結果について

国営沖縄記念公園（以下、本公園）における、平成31年2月からの公園管理運営維持管理業務について、公共サービス改革法に基づく市場化テスト（民間競争入札）の手続による総合評価方式一般競争入札を実施することとしております。

そのため、平成30年2月21日から平成30年3月6日まで意見募集を行いました。

今回、皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見をお寄せいただいた皆様へ御礼を申し上げるとともに、今後ともより良い沖縄記念公園の運営につきまして、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、皆様からいただいたご意見とその回答につきましては、下記のホームページの新着情報からご覧いただけます。

<http://www.ogb.go.jp/kaiken/>

2. 今後の主な予定

平成30年4月中旬 運営維持管理業務 募集開始

平成30年10月上旬 運営維持管理業務 事業者決定

平成30年 4月 9日
内 閣 府
沖 縄 総 合 事 務 局

問い合わせ先

内閣府 沖縄総合事務局	開発建設部 課長 建設専門官 電話番号 〒900-0006	建設産業・地方整備課 豊見山 秀樹 譜久山 誠 098-866-1910
	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	

「国営沖縄記念公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		国営沖縄記念公園回答(案)	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
1	実施要項 P6 1.1.5 (2) 2 ②自主事業	<p>収益施設等設置管理運営業務の自主事業(料飲・物販等設置)について、「施設を新設し管理運営する場合は、・・・(省略)・・・契約期間終了後は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新も可能である。」とありますが、契約期間終了後も都市公園の機能の増進に資すると認められる施設であれば許可の更新が可能となるのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 許可の更新に必要な基準を確認するため。</p>	<p>都市公園法第5条第2項にあるとおり当該都市公園の機能の増進に資すると認められるものは更新可能です。</p>
2	別紙 P6 1.1.5 (2) 2 ②自主事業	<p>今回の新設収益施設は、新たな公募設置管理制度(Park-PF1)に基づき「都市公園に優良な民間投資を誘導し、そこから得られる収益を公共還元することにより公園管理者の財政負担を軽減しつつ都市公園の再整備や公園利用者の利便の向上を図るため」に設ける公募対象公園施設という理解でよろしいでしょうか。その場合、収益施設で得られた収益については、その一部を都市公園の再整備や公園利用者の利便の向上に還元すること、と用途を明確にはいかがでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 新設収益施設で得られた収益を公園に還元するため。</p>	<p>新たな公園設置管理制度(P-PF)に基づき行うものではありません。現在の記載のとおりとします。</p>
3	別紙 首里城地区平面図	<p>首里城地区の管理対象区域と管理対象外区域にまたがる城郭について、管理の対象に含まれますか。</p> <p>(意見に対する理由) 管理の範囲を明確にするため。</p>	<p>城郭の天端まで管理対象外区域(有料区域)としています。城郭の外側は本業務の管理対象区域に含まれます。</p>
4	別紙 別紙13 収益施設等設置管理運営規定 P182 第9条 自主事業による施設設置	<p>「新たに飲食・物販施設の設置を行う場合、下表に示す海洋博覧会地区の指定区域において、建築面積200㎡を上限として実施できる。」とありますが、1棟の建物が200㎡以下であれば複数の建築を建てることが可能なのか、全ての建築物を合わせて200㎡以下なのか、もしくは、指定区域ごとに200㎡以下なのか、要件をお示しください。</p> <p>(意見に対する理由) 海洋博覧会地区の物販・料飲施設は常に混雑しており、広大な園地において利用者サービスを行き渡らせることは難しいと考えられるため、明確な建築要件を把握したい。</p>	<p>新たに施設を建築する場合は、海洋博覧会地区内で新たに建築する施設の合計面積が200㎡以下とします。</p>
5	別紙 別紙13 収益施設等設置管理運営規定 P182 第9条 自主事業による施設設置	<p>「新たに飲食・物販施設の設置を行う場合、下表に示す海洋博覧会地区の指定区域において、建築面積200㎡を上限として実施できる。」とありますが、例えばカフェを設置し、建物周辺の屋外スペースにシェードや東屋等を配してオープンカフェを行う場合、シェードや東屋も建築面積に含まれますか。また、カフェに付属する仮設の倉庫等も建築面積に含まれますか。</p> <p>(意見に対する理由) 設置可能な建築の範囲を確認するため。</p>	<p>新たに建築する付属施設等も含めて建築面積が合計200㎡以下とします。</p>
6	実施要項 10項 1.2.5 収益施設等設置管理運営業務	<p>海洋博覧会地区の美ら海水族館及び海獣施設等、首里城公園地区の正殿等の有料区域についての今後の施設運営方針(運営維持管理業務発注形態・時期等)についてご教示ください。</p> <p>(意見に対する理由) 収益施設等設置管理運営業務については同一敷地内であれば自主事業を検討する際に重要な検討事項となり、今回の対象施設内での提案についても連携することにより効率的で多様な提案が可能になると考えます。</p>	<p>H30-34国営沖縄記念公園運営維持管理業務の管理対象外区域については調整中であるため回答できません。</p>